

会 議 録

会 議 名	令和6年度 第2回 文化財保護委員会	
開 催 日 時	2024年(令和6年)9月30日(月) 午後6時25分～午後8時35分	
開 催 場 所	藤沢市役所8階 8-1会議室	傍聴者数
		0
出 席 者	審議会等の長	鈴木 良明
	委 員	伊藤一美、大野敏、川口徳次郎、川地啓文、矢島律子
	事 務 局	郷土歴史課 菊地課長 磯崎課長補佐 山出課長補佐 川口上級主査 串田主査 芦葉担当 石井担当
議題及び公開・非公開の別	議題(公開) 1 第一回藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会について(公開) 2 新林公園に所在する市指定重要文化財「旧小池邸」と「福原家長屋門」の現状確認の結果について(公開) 3 社会教育事務の市長部局への移管について(公開) 4 展示収蔵施設の整備について(非公開) 5 その他(公開)	
非公開の理由	議題4については、藤沢市情報公開条例第6条第3号に規定する審議等に関する情報に該当するため。	
審議等の概要	議題1～5について、事務局の説明後、質疑が行われた。会議の詳細については別紙のとおり。	
そ の 他		

会議録別紙

委員長	<p>それでは早速、議題に移らせていただきたいと思います。</p> <p>お手元の次第に従って進めさせていただきます。まず報告事項でございます。</p> <p>1、2、3、4つございますが順次進めさせていただきます。</p> <p>報告事項の第1回藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会について、事務局の方からご説明いただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>第1回藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会についてご報告をさせていただきます。資料1をご覧ください。7月22日に第1回の藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会を開催いたしました。記載されている議題に沿って、当日は委員の皆様と協議いただきました。簡単ではありますが、それぞれの議題について、協議内容についてご説明をさせていただきます。</p> <p>議題1、「文化財保存活用地域計画について」ですが、こちらは文化庁のリーフレットや神奈川県文化財保存活用大綱を資料として、地域計画の大枠のご説明をいたしました。神奈川県文化財保存活用大綱の内容を鑑み、矛盾がないように作成を確認いたしました。</p> <p>議題の2番目、「藤沢市文化財保存活用地域計画について」ですが、藤沢市の現状ですとか、これまでの市の取り組み、地域計画が認定を受けたときの効果などについてご説明をいたしました。こちらに関しましては委員の方から、地域計画の記載内容である歴史文化の特徴ですとか、関連文化財群の検討方法について質問がございました。こちらに関しては、市の歴史文化の特徴を踏まえて関連文化財等を検討していく必要があることなどをご説明いたしました。</p> <p>続きまして議題3、「藤沢市の歴史の概要について」ですが、藤沢市の歴史を通史的に委員の皆様にご説明をさせていただきました。委員からは文化財の定義や文化財の把握方法等についてご質問がありまして、地域計画で対象となる文化財につきましては、指定や登録文化財だけでなく、いわゆる未指定文化財も対象となることなどをご説明させていただきました。</p> <p>議題の4番目、「計画策定のスケジュールについて」ですが、こちらA3サイズの運営までのスケジュール案、右上に資料5と書いてあるものを使いまして策定に向けた全体のスケジュールをご説明させていただきました。文化庁の認定のタイミングにつきましては1年に2回ありまして、それが7月と12月の2回ございますが、藤沢市の計画では、令和8年の7月認定を目指して準備を進めていく予定となっております。</p> <p>最後に、議題の5番目、「アンケート調査について」ですが、こちらはカラー刷りのチラシも一緒に添付をさせていただいておりますが、現在実施中のアン</p>

ケート調査につきまして、アンケートの手法ですとか、具体的な質問内容について検討をさせていただきました。

次回の策定協議会につきましては、今年度の冬ごろを予定しておりますので、次回の策定協議会の結果につきましても、本委員会で報告をさせていただきたいと考えております。以上です。

委員長 ありがとうございます。藤沢市の文化財保存活用地域計画の策定会議が開かれまして、今ご説明があったようなところでございますけれども、何かご質問等があればお願いしたいと思います。資料の中に議事録がございます。事前にお配りしてある資料かと思っておりますので、これを読んでいただければ当日の内容の見当はつくのかなと思っております。何かお気づきの点があればお願いしたいと思います。

委員 多彩な話題でやっていくようで、大変なんだなと感じているのですが、これはコンサルタントを使ってやっていくのですか。

事務局 策定協議会の運営につきましては、全て市の方で運営いたします。

委員 協議会の運営ではなく、計画のとりまとめみたいなことは、コンサルタントがまとめますよね。

事務局 地域計画の策定全体に関しましてはお話いただいたように、コンサルタントと業務委託契約を結びまして、例えば全体的な計画のデザインですとか、それから図表の作成等をコンサルに委託しております。

委員長 イメージとしては、この協議会で各方面の方からご意見をいただくようになっており、それを事務局がまとめる、そのお手伝いをコンサルに委託して事務作業を進める、とそんなことでしょうか。

事務局 そんなイメージですね。基本的には協議会でいただいたご意見等を市とそれからコンサルも含めて取りまとめをさせていただいて、委員の皆さんの意見も反映させた形で、地域計画を策定したいと考えております。

事務局 補足させていただきますと、以前は、計画についてはコンサルタントが全てをつくるといったこともあったようですが、今回私たちが取り組みたいのは、市が中心となって作る形です。コンサルタントには、資料のまとめやデータの提

示方法など、細かい部分をお願いしたいと考えています。

また、文章の作成やワークショップやアンケートなど、参加者と一緒に行う部分については、市が中心となって進めていきます。コンサルタントの関与範囲について、もし進行中に何か問題が見受けられた場合は、ぜひご意見をいただければと思います。

委員 認定申請するということは、藤沢市の中に文化財保存活用区域っていうのを設定して、それを認定申請するということでしょうか。そうじゃなくて、藤沢市の地域計画を認定してもらうということで、保存区域を認定してもらうのではないということでしょうか。

委員長 その辺がどういうふうなストーリーといいたいでしょうかね。何ができるか、文化財、未指定の文化財を含めてですけども、そういったものを何か文化財群として捉える。それを中心にしたストーリーを作ってなるべく保存・活用していこうという考え方のようです。

ただそこで心配してるのは未指定のものも含めるんですけども、その計画から落ちてしまうような文化財っていうんでしょうか、そのストーリーからちょっと漏れたものをどう救っていくかっていうことが、多分課題として出てくるんだろうなという気はいたします。

だからその辺を見通したときに、条例が今のままでいいのかどうかっていうのが、議論になるような気がするのです。条例の手直しが必要ならば、もう少し手をかけるといいたいでしょうか、その部分も課題となってくるかと思えます。考え方としては文化財は漏れなくといいたいでしょうか、本当は全て拾いたいんですけども、でもやはり文化財群ということならば、その地域の特性をとらえてやるような感じでの計画でございますね。そういう理解でいいですか。

事務局 はい。委員がおっしゃっていただいたように、その地域を設定するというのは、多分特徴的な建造物が並んでいるようなところがある地域ですとか、そういったエリアを指定というような形も考えられるのかな、という制度になっております。

ただ藤沢市におきましては、委員長おっしゃっていただいたような形で、文化財ごとにストーリーみたいなものを積み重ねていくというような考え方、例えば江の島の歴史について何か現在まで続いているようなものが一つのストーリーとして、藤沢宿はこうだといった形で、そのストーリーごとに作り上げていくのかなと考えております。また、大きなものに目を向けすぎると、小さなものに見落としが出てしまうのではないかと、という点をどうするのが良いか、

今後考えていきたいと思ひます。

委員長

いかがでございませうか。何かお気付きの点があれば、ご発言いただければと思ひます。もう少し作業が進めば形が見えてくるんでせうと思ひますね。そのときには文化財保護委員会の先生方のご意見はやはり承らなければならぬと思ひます。

なにかそれが一つの歯止めにもなっているんですね。

この委員会を通さないといけないというやうなことで、もう少し具体化されたときに、またご意見をいただければと思ひます。

よろしゅうございませうか、何か他にございませうか。後でも結構でございませう。議題を進めさせていただきます。

報告事項の2ということでございませう。「新林公園に所在する市の重要文化財旧小池邸と長屋門の現状確認の結果」について、それについてもご説明をお願いいたします。

事務局

では次に資料2をご覧ください。こちらは前回5月の本委員会で新林公園に所在する文化財の建造物、旧小池邸および旧福原家長屋門に関する現状について、公園課から提供された点検報告を元に、皆様からご意見いただきましたが、やはり一度先生に現地で確認していただくということで、その結果をまとめていただいたものです。今回はこちらを元に報告させていただきます。

まず資料2の2ページ目、先生の指摘によると、かやぶき屋根の茅の押え材の押銚竹が露出しており、雨水が押銚竹を結束している藁縄が濡れ、濡れた縄を伝って雨水が茅葺屋根に染み込みやすくなっているとのこと。対応としては来年度、令和7年度に差し茅、全部ではなく、箇所ごとに差し替えをすることが望ましいとの意見をいただきました。

次に2ページ目の建物の背面に移ります。こちらの屋根は正面よりも葺地の凹みが目立っており、屋内に雨漏りする可能性が高くなっています。実際に屋内で確認したところ、当日は2ヶ所で雨漏りが確認されました。早急に対応することが必要であり、このまま放置すると差し茅などの応急的な対応が効かなくなり、数千万円かかる規模の修繕が必要となる可能性があるとのこと。

次に3ページ目です。こちらは同じ背面の縁側の上当たる杉皮の屋根の部分で、最優先で修繕することと指摘されています。雨水の浸水により腐朽が進行しており、緊急の対応としてベニアを仮置きし雨水対策を行う必要があります。先生からの報告では、梅雨前に処置が必要とされていますが、現在

は特段の対応がなされていない状況です。所管課の公園課とも報告を共有しています。

次に4ページ目です。こちらは排水枡です。建物自体ではありませんが、全体での活用を考える上では、来場者の安全確保のために検討が必要な箇所です。

次に5ページ目です。こちらは屋内の方です。確認時には、床の間の上の天井板が落下していました。また、屋根裏にはタイワンリスが生息していることも把握されており、現在はこの小池邸の屋内への立ち入りは禁止されていますが、畳や床板の保全のために、または獣害対策で人の気配を感じさせるためにも、屋内での活用策の検討が必要と考えられております。

次に6ページ目です。今度は場所を移りまして、こちらは長屋門になります。長屋門の屋根については、確認時には特に大きな問題は見られませんでした。棟部分の竹すのこ部分に、令和4年の修繕時に処置しました防水シートが露出してしまっています。景観的にも好ましくないとの意見がありますが、公園課の対応としては防水シートで雨漏り対策をしているため、こちらで修繕は完了しているとの見解です。

次6ページ目から7ページ目にかけて、土間の三和土部分にあたります。こちら箇所によって最大6センチ程度の凹みが生じております。それぞれ筵が敷かれてあるところは凹みが少ないのですが、そのこの端部分の落差が生じており、来場者の歩行の支障となる可能性があります。また、三和土の土が砂上化しているのも確認されており、通常の三和土の劣化の過程においてもあまり見られない状況であるとのことで、その原因も不明となっております。

次に8ページ目の扉の部分ですが、こちらの扉部分開閉している状態なのですが地面のところに受木が置かれております。その受木の機能が不十分に置かれていたとのことです。受木の活用方法とその重要性を管理者と共に理解することが必要と思われれます。

次に9番目板戸です。こちらは軽微な欠損のため隙間が生じております。こちらの張り紙のようなもので置いてその隙間を埋め隠しているような状況ですが、簡易的なものであるため、早めの修繕が必要とのことです。ちなみにこちらは令和4年度の保守点検報告を確認したところ、既にこの張り紙が設置されていたので、令和4年にはこの欠損が発生したと思われれますが、それから修繕がなされないまま、今もそのままにしている状況ということになっております。

最後に10ページ目に先生からも総括などいただいておりますが、こちらもあるわけまして最後に大野先生に一言いただけましたらと思います。よろしくお願ひします。

委員

すいません、慌てて作ったので表現が不適切なところがあるかもしれませんが、ご了承いただければと思います。

前回、市の新林公園の中にある二つの市の文化財の茅葺建物について、毎年点検委託をしている文化財専門の大工さんが、こんなところが傷んでるから注意した方がいいですという報告書をつくっていらっしゃる。そのなかで屋根の傷み他指摘されていた次項について現地を見させていただいたところです。先ほどご報告いただきましたように、小池邸の方はやはり茅葺屋根の修理が必要なのと、裏側の縁側（庇）の杉皮葺部分はかなり漏れ始めている状況です。いずれにしても来年度、注意をしていく必要があるということですね。

来年までそのままにしておく余計に傷むところが出てきて、今年中に茅葺の部分にはベニヤ板みたいなものを仮置きして、それ以上屋根に水がはらないようにした方がいいんじゃないかということ（応急対応）を述べさせていただいております。

福原家の長屋門の方は、茅葺き自体は比較的良好だと思うのですが、頂上の棟部分に本来は竹簀子という形（防水紙で養生して竹簀子で囲ってお化粧をする）ですが、ちょっとどういう手違いか防水シートがそのまま見えるような修理になってしまったようですね。その辺は修理のときの行き違いがあるのかなと思っています。いずれにして本来（竣工時）の形式が継承されていないという点については、是正すべき点があるということ、公園さんに基本的な認識を持っていただくということが必要だと思います。

8 ページのところの扉は、本当に些細なことなので、きちんと扉の開け閉めの方法を共有し、しっかりと開閉をやっていけば建物を傷めることもないし、扉が変形することもない。この点を文化財と公園と管理者で共通認識をしておくべきです。

9 ページのところはかなり目立つのですが、破損自体は大したことない。すぐ直せるので早く直せばいいと思ってしまいます。例えば業者さんに点検してもらうときに、1時間ぐらいでできるような破損の対応は一緒に含めてもらおうとかすれば、気が付いた特にその場で直してもらえそうところが9ページとかその前の母屋の天井板が落ちている（5ページの天井板が外れてる）ぐらいのことは、点検の際に応急的にやってもらうべきです。ただし半日とかそれ以上手間がかかるような補修になると、修理として対応しなければならないので別予算になります。つまり定期点検のやり方も、その場で対応できることは点検の範囲に含め、別途工事にすべき部分は工事提案をしていただくようにしたらよいと思います。

6 ページ、7 ページは、土間たたきが凹んでいる。福原家の長屋門を工事したとき、工事中に新林小学校の子供さんに来ていただいて、土間叩きや壁塗りの

体験や真似事をしたり茅葺きを触ってみたりしてもらったので、小学校や子供さんだけではないかもしれないですけど、体験学習的に土間を直してみということであれば、比較的簡単にできます。このような修理体験は効果的で、ぜひ年度内にできることを目指してやってみたらいいのかなと思います。

それと、シルバー人材センターの方が管理をされているということ、今回初めて知って、毎日見てくださってる方はどこが悪いとかここが危ないってことを熟知されているんですね。だから一番知ってるのは、日常管理をやってくださってるあの方たちなのに、どうも立場上積極的に意見をすることを遠慮されているようです。しかし現場で一番状況を知ってる方の意見を公園課さんの方できちっと聞き取って教育委員会と共有し、一緒に協議する中で何を先にやるべきか、という行動が必要です。何となく文化財という意識が管理責任者に認識されていないと感じます(公園の建物管理はこれでいいんじゃないかというような)。何かその辺の意識の解離(文化財と公園との)みたいなものをすごく感じるんですね。だから、そこは一緒に何か修理の時に計画するようなことがあってもいいんじゃないのかなと思います。

ちょっと話がずれちゃいますが、8月に重要文化財の奈良県の民家が隣の家の焚火のもらい火で茅葺き屋根が焼損しました。火元の家の方の長屋門の茅葺きにも火がついてしまい消防が来ていたそうですが、文化財の方にも飛び火したので、消防の人がすぐに消せるのかと思いきや、茅葺き火災に対する知識がなく、水をかけるだけなのでどんどんどんどん中に火が入ってしまった。結局は仕組みを知るとか、どういうときにどう対応するのか現地の人が共有しておく、見学会みたいなことを公園課主催で行うことで、市民の方が喜んで見学する中で皆が伝統建築に関して一定の知識を共有していくと、公園課の方も公園内に文化財が存在する意義(公園の中に移築してそれを管理するのは大変だって、というだけの意識ではなくて、これはみんなが喜んで大事なもの、宝物と感じる)を認識してもらえるのではないかと思います。

また、何でもかんでも業者さんにお金だけ取ってやらせるっていうのも考えものです。もし業者さんがやっても必ず2回ぐらいは見学会をやってくださいとか、工事として終わらせないで、文化財の場合は非常に見ると楽しい部分があるので、公開をしていくと管理者の意識も高まると思うし、市民の方の何か活動の場みたいなものをいただけるとありがたいと思いました。

委員長

ありがとうございました。

詳細な報告書が作られまして、先生の方でもう既に課題といたしますか問題点が指摘されているかと思いますけれども、その辺はもう整理をして、公園課とのいろんな調整が必要になってくるんじゃないかと思いますけれども、何かその

辺もうまく連絡体制というか、作られていく方がいいんじゃないでしょうか。ルーティン的なものになるかもしれませんが、現場の方と公園課の方と、郷土歴史課の方。何か会議といいましょうか、そんなに大きさにやらなくても何かできちゃうところもあるような気がいたしますので、それにはちょっと体制作りといいましょうか、そのへんを考慮しておすすめになった方がいいんじゃないかという気がいたしました。

この報告書は公園課の方へは既に提出されてるわけですね。その反応というのはちょっとよくわかりませんが、予算的に反映するものもあるんだろうと思いますし、その辺も郷土歴史課と打ち合わせをぜひ進めていかれるのがいいんじゃないかと思います。短期的に処理すべきもの、また長期的に考えなきゃいけないものっていうのは、きっとあるんだろうと思いますけれど。

委員 同じような感じで横浜市の大黒門公園という場所が全国的にも有名です。元々名主のお屋敷をいただいた中に大黒門があって、母屋はもうだいぶ傷んでおり使えなかったのもので、近隣から同じような古民家を移築して組み合わせて名主屋敷景観を表現しています。横浜市の公園局が管理責任者ですが、地元の方に管理組織を作ってもらって、その組織の運営方針を市がバックアップして、さまざまな積極的な利用（訪れた人たちが自分お家に帰ってきたような懐かしさと気安さを感じるような工夫が随所にあるため、「…してはいけません」のような注意書きがない）をされています。一度そういうことも考えてみたらよろしいかなと思います。

委員長 はい、ありがとうございます。ではその他で何かご質問などございますでしょうか。

委員 最初の議題のこととちょっと関係あるんですけども、そういう会議の中で組み込めたらというふうに考えてるんですけども。例えば静岡県の登呂遺跡なんかにも復元家屋があるのですが、いわゆる長年経つと朽ちることももちろんありますし、あそこは2回ぐらい火災に遭ってるんですよね。それから大磯の吉田邸がやっぱり火災に遭ってるんですよね。

そうやって、割と復元した家屋とか保存家屋、建物については、老朽化する問題と、もう一つは火災の問題が非常に気になっていて、さっきの一番最初のテーマと同じで、保存と活用の問題っていうのが、非常に微妙で、保存は建物が何とか皆さんに役に立つようにして見られるようにして、活用したいっていうんですけども、どうしてもそこに人が集まるということで、火災の問題が非常に気になる場所なんですね。

例えば大磯なんかは1つの反省として、吉田邸を復元したときに消火設備が全然作られてなかったんですね。最近の再度の再建計画の中で、スプリンクラーをつけて、そしてまずは火災を何とかしようじゃないかと。

個別に考えていくと、いくつかあるのですけども、委員長が言ったように、公園課と相談しながら、こういった保存している建物、家屋、建造物については、何かあるのかもしれないので、管理計画みたいなものを公園課と話し合いをして、すぐにといても難しいですけど、できるところから考えられることはいくつか挙げていって、その部分はどうしましょうどうしましょう、っていうような何か素案みたいなものを持っておく必要があると思います。

そういうことも最初の議題でありましたけども、その何か一つの、項目として取り上げて、藤沢ではどういう形でそれをやっていくんだ、人的にやる場合と、それから機械力を使ってやるのと、科学的に何かできる場合もあると思うんですけども、いくつか考えておいて、そういうものをやった方がいいと思うんですよ。

委員長

ありがとうございます。そうですね、地域計画の中にそれも入り込んでくるんだろうと思います。そのときにはやっぱり保存管理計画というものが、片っぱにあると市の方も動きやすいだろうし、特に補助金をもらうようなときは、そういうものがベースになってくるんじゃないかって気がするんですね。その辺も含めてと言いましょか地域計画の中にうまく落とし込んでいければいいのかなという気がします。何かお気づきのことがあれば、お願いします。

委員

私の前職町田市にある薬師池公園というところにこういった古民家が二棟あります。片方は重要文化財なので無理なのですが、もう一つの方では、毎週月曜日に囲炉裏をたいて燻蒸をしていました。どちらの建物も入園者が多くて、開放していて、一つの方では市内の民具などを展示していました。もう一つの方ではお茶会などに貸し出して、結構そういうふうに入りの出入りが多い方が、家は生き生きとしているという感じがします。不審火なんか入りの出入りがあれば無いんじゃないかと思えます。「文化財課」がわりと頻繁に様子を見に来ていて、公園緑地課と盛んに意見交換をしていました。

委員長

はいありがとうございます。他によろしゅうございませうか、何かあればと思います。また何か後でお気づきのことがあればお願いしたいと思います。それでは次の報告事項ということで、社会教育事務の市長部局への移管について、ご説明をお願いいたします。

事務局

先ほどお配りをさせていただきました資料3をご覧ください。社会教育関係事務の市長部局への移管について、ご報告させていただきます。このテーマにつきましては昨年の7月にこちらにうかがいまして、教育委員会の社会教育関係事務について現状は補助執行という形をとっておりますが、それを市長部局へ移行することを考えているということをご説明させていただきました。

その際に保護委員の皆様からはたくさんの意見をいただきまして、そういった議論を重ねて現状に至っております。

また少し間が空いてしまいましたので改めて説明をさせていただきたいと思っております。お配りした資料3は、この9月市議会のこども文教常任委員会において生涯学習部として提出をさせていただいた報告資料になります。それでは前置きが長くなりましたけれども、内容について説明をさせていただきます。

「1 社会教育に関する法改正と本市の現状」になります。法律は「地方教育行政の組織および運営に関する法律」になります。こちらが改正されまして、段階的にスポーツ・文化、文化財の保護に関する事務、それから図書館・博物館・公民館などの公立社会教育機関について条例を定めることにより市長部局の所管とすることが可能になったということでございます。現状としては平成25年度の組織改正によりまして、市長部局の職員が教育委員会の社会教育関係事務を補助執行しているところです。

資料2 ページに移ります。「2 移管する事務・施設について」になります。文化財につきましては「(1) スポーツ・文化・文化財・図書館」の中に含ませていただいております。また併せて、公民館についても市民センターと一体化することを考えております。

次に「3 移管による効果」です。ここで挙げさせていただいている3つの効果のうち、文化財に関して申し上げますと(2)(3)はあまり大きな影響はないのかなと思われそうですが、「(1) 効率的・迅速な事務執行」は様々な部門と連携した取組をより効率的に進めることに加え、意思決定もこれまで以上に迅速に行うことが可能となるため、最も大きな効果となります。教育委員会が駄目だったというわけではもちろんありませんけれども、より一層効率的に事務執行が行えるようになるなど、ほかとの連携が取りやすくなるといった効果がございます。

資料3 ページ目に移りまして、「4 これまでの検討経過」です。先ほど昨年の夏頃にこちらでご意見をいただきました、ということでお話させていただきましたけれども、それ以降、令和5年2月10日には総合教育会議におきまして現状と課題を共有させていただき、それから移管に向けた協議を開始させていただきました。それから令和5年3月17日に教育委員会の定例会におきまし

て社会教育委員会議への諮問を決定いたしました。令和6年5月16日に社会教育委員会議におきまして、教育委員会に答申を行いまして、令和6年7月18日それを受けた教育委員会としては移管の必要性を確認したということになってございます。

ただ、教育委員会といたしましては、必要性および合理性を認めた上で意見を付しておりますので、それに対する市の考え方もあわせて「5 移管にあたっての教育委員会からの意見について」書かせていただいております。文化財に関しましては資料4ページ目をご覧ください。

「(3) 文化財の保護に関する事務について」という項目がございます。まず教育委員会から付されたご意見としては2つございまして、一つ目が「ア文化財の保護に関しては、適宜、教育委員会の意見を聴き、関係法令に適切に対応すること。」であり、これに対する市の考え方といたしましては、「文化財の保護については、移管後も、文化財保護法等に基づいて事務を執行するとともに、重要な事項については、適宜教育委員会の意見を聴く機会を設けてまいります。」となります。これまでどおりしっかりと教育委員会のご意見などもうかがいながら進めていくという当たり前のことではございますが、そういった考え方を書かせていただいております。

それから、教育委員会からのご意見として2つ目が「イ文化財の保護に関する事務においては、活用することに重きを置くだけでなく、適切な保存に努めること。」でございます。文化財は保護があって活用があるところになると思いますが、活用一辺倒では駄目ということだと理解しております。市の考え方としては、「文化財保存活用地域計画を策定し、適切な保存・活用に努めてまいります。」としております。本日の議題でも説明をさせていただきました文化財保存活用地域計画をまずしっかりと策定することが前提になってまいります。

内容としては以上でございますが、最後に今後のスケジュールといたしまして、次回の12月議会におきまして、教育長・教育委員会と書かれている部分を市長に書き換えるというような条例の改正を上程いたしまして、令和7年4月に条例施行をもちまして実際に市長部局への移行を済ませていきたいということでございます。私からの報告は以上になります。

委員長

ありがとうございました。ただいまの報告でございますけれども、以前にもこの話題でのご意見がこの場でいろいろと出ました。その後こういう状況に経過が進んでいるということをご説明いただきました。

12月には議会にかかるという、そんなスケジュールでございます。

教育委員会に意見を聞くというのは、どういう部分で意見を聞くようなことに

なると想定されてますかね。

事務局 まず文化財の保護に関すること、それから先ほどから再三申し上げております地域計画の策定に当たっては教育委員会の意見をしっかりと聞いていきたいと思えます。

事務局 今委員長がおっしゃったのは、どういった手法で聞くのか、という話だと思いますが、内容としては担当の方からご説明させていただいたものではございますが、議題として諮るというのがなかなか難しいと考えております。そのようなご意見を聞く場は、文化財の関係だけではなく、スポーツ、文化、図書館など関係するところが、教育委員会定例会の中でご意見を聞く場を設けて、それをきちんと反映させた上で施策に取り組みたいと考えております。

委員 簡単すぎてわからないんですけども、これ見ると今、事務局が説明してくれた公民館と図書館とそれから文化財に関する事務と、これが市長部局に移管するってということですか。それ以外の例えば学校教育だとか、そういうものは教育委員会の中にそのまま残ってということなんですか。

事務局 はい、おっしゃるとおりです。学校教育に関する部分は、これまでどおり教育委員会の中で進めてまいります。今回説明させていただいたこの社会教育関係事務というのは、今挙げてくださった以外にもスポーツも含まれますが、生涯学習部が所管している部分というところでご理解いただければと思います。

事務局 あともう一つ残る重要なものとしては、社会教育委員会議、社会教育の関係の委員さんたちが集まって方向性を出していく会議の取り扱いにつきましては、教育委員会に残るような形になっております。これにより、社会教育の内容を教育委員会が把握をしながら、また教育委員会としての方向性を出していくというような諮問機関としての社会教育委員会議を持っている、という形で担保された中での具体的な事務を移管するものです。

委員 2 ページの 3 の (1) の効率的に迅速な事務執行、ちょっとかえって複雑になってるような気がするのですが、余計なところにもう 1 回聞きに行かなきゃならないので、さっきの公園の話と似ているのですが、公園としては管理している、教育委員会の意見はご意見として伺います、だけで終わっちゃうようにできるようにしているし、仕組みをつくっているというふうに解釈している。例えばもうちょっと具体的に示していただかないとちょっと理解できないの

ですが、文化財を扱う部署が、市長部局に行くんだけど、その文化財審議会みたいなものは教育委員会に残るんだと。教育委員会の文化財もどきみたいなものがある、それをやるということですか。

事務局　　そういう形ではなくて、今社会教育委員会議は文化財だけではなく、社会教育全般の方向性を出す諮問機関です。したがって、例えば文化財をつかさどる審議会としてはこの文化財保護委員会になり、こちらは市長部局へ移管する形にはなりません。ただし、重要な事項、例えば方向性を出す計画に関することや、重要文化財の指定、そういったものは教育委員会の意見もお伺いしたいと考えています。

委員　　市長部局に、例えば文化財の話で言ったら文化財の委員会も文化財を所管する担当の方々も市長部局に移るんだしたら、教育委員会でそれがわかる人がいなくなっちゃうということですよ。だからそれをわざわざやる必要はないんで、こっちほっとけみたいな話になって、結局は切り離して教育委員会と実質無効ですよ。空になっているところで何を感じるのか、その辺はどうなんですかね。

委員　　一般的には私達も学校で習った通り、教育って大きく分けると学校教育と社会教育に分かれる。社会教育っていう言い方が適当ではないという意見があって、それを生涯学習という言い方に変えて、大きく2つに分かれますよね。学校教育は教職員、先生っていう資格があって、教員の資格を持ってないと先生になれない。図書館とか公民館とか、文化財っていうのは図書館の場合は司書ですし、資格を持って公民館も公民館の専門職員がいるわけですね。文化財の方も今では学芸員と言ったり、社会教育主事って言ったりする方がいるわけですよ。

ところが市長部局の中でそういう事務をやるとなると、ちょっと危険なのは、その学校で専門に勉強してきた人、これまでもそういうことに関心を持って勉強してきた人たちがそこに配置されるんじゃなくて、一般職員が普通に異動でもっとその仕事をさせられる、そういうある意味の専門性じゃない人たちが専門的な仕事をやらざるを得ない。極めて事務的に物事を処理していくと。

さっき言ったように、土木だとかいろんなところと話をしなきゃいけない部分が当然出てくるんだけど、それは専門職の人たちと一緒に話をするんじゃなくて、一般的な事務屋同士での担当者とただ話をすることになってくると、今のご発言のとおり、中身がだんだんだんだん薄くなっていくというか、充実した内容になっていかないんじゃないかっていう懸念があります。ひいて

はその専門性を極めて少なくしてしまっていて、一般事務の異動でもってそれを対応しちゃおうっていうのは、どっちかっていうと、メリットじゃなくてデメリットの方にいっちゃうという危険があります。その辺はどういうふうに議論されてるんですかね。

事務局 ご心配されるのももちろんだと思います。私がまさに事務職員として専門的な資格を持たずに郷土歴史課に異動してまいりました。現状でも既に市長部局による補助執行という形をとっているなか、専門的な学芸員と私も含めた事務職員が一緒になって事業を進めています。その状況に関しては、今後も変えるつもりは全くございませんので、その点をご安心いただいて大丈夫かなというふうに思います。

事務局 ちょっと補足をさせていただきますと、やはり文化財行政の体制というものについて、例えば博物館があるような市町村ですと博物館を中心として、学芸員はもちろんのことそういった専門的な体制を持って取り組むことができる市町村は多いと思います。

ただ残念ながら藤沢市ではそういった体制をとれていませんが、現在、美術以外の学芸員が全て集約された形での郷土歴史課という組織を作らせていただいた中で、その体制を維持しながら、またそれを生かしていくのが、いま委員におっしゃっていただいた課題なのかなと考えております。

最終的には、私どもも一つ今回マスタープランを作ろうとしている中で、どこまで人員体制のことや、取り組み内容について書き込めるか、ということは、いまチャレンジしているところですが、まずは計画という将来にわたってずっと続けていくことができるものにどういった形で、いまいただいたようなご意見を反映させ、体制を固めていきたいと考えています。

計画を作って、それに基づいて進めていくというのは、他の分野でも市として今までやってきたものをきちんとした形になりますので、文化財行政でも同じように取り組んでいきたいと考えています。文化財保護委員会からいただくご意見は、本市の文化財行政に大きな影響を与えていく、そう考えておりますので、今後も忌憚ないご意見をいただけたらと考えています。

委員 市長部局へってことなんですけど、市長部局っていう部局があるのですか。

事務局 教育委員会と市長の違いです。局の制度をとっているのは藤沢市の中では市長部局の中の消防局だけだけになりますので、実際には部というような形になっております。私どもは生涯学習部の中で事務をとっておりますので生涯学習部

として行政を担っていく形になります。

委員 そうすると先ほどの話し合いなんかについても、教育委員会だと何かワークショップ必要だけど、同じ市長部局の生涯学習、公園部局だからすぐ話ができるとかそういう話ですか。

事務局 よりそういうふうにしたいなというようなところでございます。

委員 要するに生涯部局はなくなるってことでしょうか。

事務局 生涯学習部はそのまま残ります。もう既に市長部局にあります。補助執行という形で、教育委員会の仕事を補助的にやっているのです、実態としては変わりません。

内容としては変わりませんが、教育委員会が一番上か、市長が一番上かの違いになります。

ただ委員が以前おっしゃっていただいたように、トップがその責任を取るきちんとそういったものを理解した上で、進めるというような部分につきましても十分私どもとしてこれまでの、その検討過程の中でいろんなところでお話をさせていただいてまいりました。

そういったところは教育委員会としても留意すべき点として言いきれない部分があるかもしれませんが、我々としてはそういったご意見も活かして、取り組んでまいりたいと考えております。

委員 一つだけちょっと心配なのは、ある街で、美術館に対して市民アンケートをしたら、ほとんど行ってない、利用が少ないという結果が出たのですが、その結果市長部局が変わったときになくなっちゃいました。でも教育委員会にあれば利用が少なくても利用した人の満足度みたいなもので評価できるだろうと、ただ人があんまり行かないというそれだけで、綺麗に切り捨てられちゃうことがある、っていうところが教育委員会と繋がってないから。必要なものは残しておく、その辺の最後のバックアップを繋ぎとめるような仕組みというのが、果たして市長部局へ行ってしまったとき繋ぎ止められるのか、その辺の何か仕組みはどうなんですかね。

事務局 我々の取り組んでいる事務は文化財保護法に基づいている、と考えております。そここのところは揺るぎないものではございますので、まずは文化財保護法に基づく内容のものであれば、きちんとした形で維持していくことができると

考えております。

また、先ほどお伝えしたような博物館法に基づくようなその施設ができるのであればそれはきちんと博物館法に基づく施設として、維持をするというような形になっていくと思います。どのような施設でも、藤沢市の歴史を残していくという部分では必要なものであるというような形を取る中で、やはりきちんとそのマスタープランに記載して、体制や将来にわたり取り組むことを明確にしていきたいと考えております。

マスタープランの中では、方向性をきちんと出すということが必要だと思っておりますが、その方向性を出すにあたっては、教育委員会からのご意見をきちんといただいて、それを反映させて決めていこうと考えておりますので、決して教育委員会から離れてしまうということではないと考えております。

委員

どちらの気持ちもよくわかります。市長部局、教育委員会の2つがありますが、本来、教育は地方分権じゃなきゃいけない。戦前の中央集権の教育をしていれば、国民学校ができて戦争に国民をかきたてるという反省に基づいて、戦後教育委員会の仕組みができ、教育は地方で作るものだと、その地方の教育の中身は、その地の歴史や文化等と大きく関わってくるだろう、ということで地方教育行政に関する法律では、教育委員会に先立ってその地方の教育を研究する教育研究所が作られているんですね。それが今の教育文化センターです。教育委員会より先にできている施設なんです。私は教育文化センターにこの文化財保護委員になるときに居たものですから、あの当時をよく覚えています。いわゆる博物館準備担当みたいなものが教育文化研究所に昔ありましたよね。糸車だとか、千歯こきだとか、すごい民俗資料の道具がいっぱい置いてあって、なんでこんなガラクタがおいてあるんだろうって最初は思っていたんですが、実はそういうことだったのかと後でわかりました。

20年ぐらい前だと、学社連携とかね、社会教育と学校教育どうやって融合しようか、みたいな意見が非常に盛んに議論されていた時期があって、2000年の学校5日制に伴う教育改革の時は、それにとっても期待していたのですが、あれから20年経って学校教育がものすごい制度疲労を起こしてしまいました。その象徴が今の教師不足です。もうとにかく学校やっつけられないという大変な忙しさと困難な状況。

私は実は昨日まで小学校の修学旅行のお手伝いに行っていました。先生たちが足りなくてOB総動員で子供を引率して修学旅行連れて行かなきゃいけない状況が続いています。教育委員会システムも、学校教育に関してだけ課題山積み状態です。でも、私はこんな立場にいるので、学校教育に対して、藤沢の文化財行政みたいなものが絶対何かの役に立つだろうなことは、信念として

持っています。

例えば「江の島」という教材がどんなに素晴らしいかを、私はずっと20年かけて学校でやり続けているんですけども、そんな中で、徐々に徐々に変わっていくんだろうなっていうようなことは感じています。例えば藤沢の史跡なんかは説明書きの看板があって、最後は藤沢市教育委員会で終わりますよね。あそこが変わっていくわけですね、これから。教育委員会でちゃんとやっていますよと、何か市民に見せたいなっていう気持ちがあるのですけれどね。

委員

前職の話ですけど、教育委員会から博物館、美術館が市長部局へ移管しまして、一番困ったのは学校教育との連携でした。やっぱり何か非常に壁ができてしまう。今後のマスタープランの中で将来、活用ということを考えると、将来を担う今の子供たちに文化財の価値を伝えていくことが必要なもので、その辺をどうするのかも大事だと思います。

委員

私も学校教育に長い間おりましたが、現状では今、教育委員会自身が、おそらく学校教育だけでなく、教育という広い意味での社会、世界の中で考えるべき時期に来てるのだらうと思います。

教育委員会が、例えば学校教育の分野もみれば、学校自体も教師が集まらない状態になっていますし、いろんな新しい問題ができていますから従来の形ではおそらく動けない。

また、それを職員が複数年にわたり、いろいろな仕事をオーバーラップしながらやるような、そういう部分も大事ですけども、これも一つの歴史なのかなと思いますね。逆に言えば、今、新たな形で組み直すことで、次のステップを教育委員会はやっぱり考えていらっしゃるわけです。

僕が伺ってて、むしろ、このようにいろいろな変遷があつていいじゃないかと思えます。変化があることの方を選んで、むしろマイナーな部分ができれば、それは少しずつ埋めていけばいいことですから。法律改正もいろいろとありましたけども、その中で、市長部局に移るものと、また教育系職員がしっかりそれを継承しながら続けながら固めていく、なんかそういう方向を明確にね、明確に出していただくといいような、そういうスタンスをもっと出してもいいんじゃないか、そんな思いがしました。エールを送るっていう意味ですよ。以上です。

委員長

ありがとうございます。スケジュールも決まって議会の議案として提案されるような段階で、コンクリートされてるんだらうと思いますけど。一つの救いはですね、先ほど言った地域計画の中に文化財保護に関してだけで特化して言え

ばね、そこでの体制っていうのをもう一度考えないといけないんじゃないかと思うんですね。

委員が先ほどおっしゃってましたけど、学芸員がコントロールしていかないといけないんじゃないかと思うんですね。そういう人材育成とそれから体制をやはりこの中で、計画の中できちっと位置づけることを期待したいと思います。そうしないと学校教育との連携もできなくなっちゃいます。多分そういう専門の学芸員さんがいてこそ、学校とのうまい連携ができるんじゃないか。あるいは教材に利用していただけるんじゃないか、そんなところがですね、この地域計画の中で少し救いになってくるから、頑張って作っていかなくちゃならないかなというふうには思います。

藤沢市だけではなくて、他の自治体でも多分こういう文化財行政部局を市長部局に移してるところが多くなってきてるやに思いますね。これ国の政策の一つでもあるんだろうと思うんです。それに乗り遅れると、補助金も出なくなってしまおうという懸念もあるでしょうから。その辺の関係もきつと頭の中にあるんだろうというふうに思います。

文化財が活用されていく前提として、教育との連携は無視することはできないんだろうと思います。その辺に資本投下してもいいんじゃないでしょうかね。そんな気がいたします。

事務局

ありがとうございます。事務職としては、様々な部署を経た経歴を生かして、幅広い視点からのアプローチができる点がメリットかなと思いますし、そういったことを学芸員にも、いろんな関係を作ったり違った見方ができたりするようなことを学ぶ機会というのもあってもいいのかなと感じております。先ほど委員長おっしゃっていただいたように、それを地域計画にどのように落とし込んでいくかはきちんと考えなければならないところですし、うまくいったときには、ものすごくいい機能をするようなものになると考えておりますので、期待していただきますとともに、要所要所でご意見をいただければと思います。

委員

学芸員像なのですけど、もう十数年前に文化庁のから理想の学芸員像というものが提示されていまして、調査研究だけではなく、高いコミュニケーション能力とマネジメント能力を備えることと提示されています。学芸員が地域と密着するということが求められてきてはや10年以上なので、ぜひその辺も含めて話をしてもらえればと思います。

委員長

はいよろしゅうございましょうか。いろいろ申し述べたいこともあろうかと思

いますけれど、だいぶ時間も押してまいりましたので、先に議題を進めさせていただきます。よろしゅうございましょうか。

それではですね、報告事項のエの「展示収蔵庫の整備について」、この議題については、藤沢市情報公開条例第6条第3号「審議等に関する情報」に抵触するため非公開としたいと存じますがよろしいでしょうか。

委員一同

了承。

委員長

はい。それではですね議題に「その他」がございすけど、何かございすか。

事務局

前回5月の委員会で報告させていただきました、片瀬の諏訪神社の祭礼山車を指定文化財にしてほしいという申し出があったという件についてですが、その後の経過を報告させていただきます。

7月末から8月中旬にかけて、片瀬の五つの町内の山車について現地での下見調査に立会いしてまいりました。いずれも昭和5年、6年またはそれに近い時期に制作されたものと確認できました。

現在は各町内において山車の図面の作成、および写真資料や制作年がわかるような資料集めなどを行っていただいている最中です。それらが提出されましたら、その内容を保護委員会に諮り、加えて専門家の方による調査や所見の作成を行っていくようなスケジュールを想定しております。

片瀬の方はこのような想定でおりますが、近頃、他の地域からも同様に山車を指定文化財にできないかという相談があり、今後もそのような申し出が増えてくるのではないかと考えております。

それらの対応についても、今後またご相談、ご報告させていただければと思っております。以上になります。

委員長

はい、ありがとうございました。

その辺はどうなのでしょう。なんて言うのですかね、条例を少し変えて、何か地域文化財とか、もちろん大事じゃないわけではないのですけれども、何かその辺に二段構えぐらいの体制できないでしょうかね。

そうした方が、そういうものも全部文化財に指定するかというと、別に指定しても構わないけれども、なんかちょっと違う気がするんですよ。

条例の方でどういう指定、あまりランキングをつけるのもいかがかなというふうに思いますが、決して指定が悪いことではないと思うのですが、その辺の扱いはちょっと考えておく必要があるかもしれません。

他の自治体ですと、地域文化財みたいな形で市民が指定できる、何かそんな制

度を持つてるところがあるようですね。指定すること自体が別に悪いというわけじゃないんですけども、考えておく必要があるかもしれません。だいたい時間が経ちましたが、議題は以上でございましょうか。では、私の方の司会は終わりました事務局の方にお返しします。あとはよろしくどうぞお願いいたします。